

はじめに 多文化共生に関する本研究の課題認識

1 研究目的

本研究は、日本に定住する外国人が増加しているという社会的背景を踏まえ、日本人、外国人という視点にとらわれず、同じ地域に暮らす一員として、それぞれの文化の違いを共に分かり合い、お互いに心地よく暮らしていける社会の実現を目的¹⁾に、板橋区や国・他自治体の定住する外国人の現状等を調査し、多文化共生のあり方について研究していく。

「多文化共生」という言葉は、2006年3月に総務省より発行された「多文化共生の推進に関する研究会報告書」において「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義している。

この多文化共生の概念に基づくまちづくりの推進には、日本人をはじめ、日本人とは文化的背景が異なる様々な国籍の住民ニーズを踏まえた施策展開が求められることになる。しかし、近年は住民の価値観が多様化・複雑化傾向にあり、行政ニーズの把握が非常に難しくなっている。板橋区に定住している外国人についても、国籍や年齢、社会的立場など、置かれている状況により、行政ニーズは多様化する可能性が高い。

そこで、今回の研究では、今後の多文化共生施策をより効果的に推進するため、具体的に以下の点について掘り下げて調査を進めた。

- ・板橋区の定住している外国人の実態
- ・区が実施している多文化共生施策
- ・国や他の自治体が展開している多文化共生施策
- ・日本に定住する外国人や支援団体の実情
- ・今後の板橋区の多文化共生施策に必要な視点

研究を進めるにあたり、「定住する外国人」の定義と、その呼称について、研究員間での議論を踏まえ、本研究では次のように定義し呼称を用いる。

「定住する外国人」は、調査する際に外国人住民数や日本人口に対する外国人住民の割合などの統計データを用いることから、「自治体に住民登録をしている外国籍持つ者」とし、呼称は「外国人住民」を用いることを基本とする。

ただし、1章のように国の政策などを調査対象とする場合などは、日本に定住するという

意味から「定住外国人」を用いる場合もある。

なお、多文化共生に関する問題は、外国人住民の子孫（2世や3世）に関しても含まれることから、統計的には明確にならないが外国にルーツを持つ者も踏まえて研究を進めた点を補足する。

2 研究の背景（日本に定住する外国人の現状）

近年はグローバル化の進展により、人だけでなく、物や情報など様々なモノの移動が世界規模で活性化しており、日本においても外国人と接する機会が非常に増えている。

訪日外国人旅行者では、国が注力している観光施策の展開により、2018年12月19日の日本政府観光局（JNTO）報道資料では2018年の訪日外国人旅行者数が史上初めて3,000万人を超えた²。今後も、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えていることから、増加傾向となることが予想される。

また、日本に定住する外国人についても、2018年3月27日の法務省入国管理局報道発表資料では、2017年末の在留外国人数は2,561,848人、前年末に比べ179,026人（7.5%）増加となり過去最高となった³。最新の状況では、総務省統計局が発表している人口推計（2018年12月20日）によると、2018年7月1日現在で総人口の約1.72%が外国人という計算になる⁴。

国籍別の状況は図表1となり、構成比では、中国、韓国、ベトナムの順になっているが、前年末の伸び率で見ると、ベトナムが前年末比で+31.2%の顕著な増加傾向を示している。また、表中に記載はないが、ネパール80,038人（前年末比+18.6%）、インドネシア49,982人（前年末比+16.6%）も高い伸びを示している。

図表1 在留カード等上の国籍・地域別の在留外国人数

人口順	国籍	人口	構成比	前年末比
1	中国	730,890人	28.5%	+5.1%
2	韓国	450,663人	17.6%	-0.5%
3	ベトナム	262,405人	10.2%	+31.2%
4	フィリピン	260,553人	10.2%	+6.9%
5	ブラジル	191,362人	7.5%	+5.8%

（出典：2018年3月27日法務省入国管理局報道資料より作成）

次に在留資格の状況は図表2となり、構成比では、高い方から、永住者、特別永住者、留学の順になっているが、前年末比の伸び率で見ると、技能実習274,233人（前年末比+20.0%）、技術・人文知識・国際業務189,273人（前年末比+17.5%）と顕著な増加傾向を示している。

図表2 在留資格別の在留外国人数

人口順	資格	人口	構成比	前年度末比
1	永住者	749,191人	29.2%	+3.0%
2	特別永住者	329,822人	12.9%	-2.7%
3	留学	311,505人	12.2%	+12.3%
4	技能実習	274,233人	10.7%	+20.0%
5	技術・人文知識・国際業務	189,273人	7.4%	+17.5%

(出典：2018年3月27日法務省入国管理局報道資料より作成)

図表3 在留外国人数の都道府県別

人口順	都道府県名	人口	構成比	前年度末比
1	東京都	537,502人	21.0%	+7.3%
2	愛知県	242,978人	9.5%	+8.3%
3	大阪府	228,474人	8.9%	+5.0%
4	神奈川県	204,487人	8.0%	+6.6%
5	埼玉県	167,245人	6.5%	+9.7%

(出典：2018年3月27日法務省入国管理局報道資料より作成)

最後に、在留外国人数の都道府県別の上位を確認すると、図表3のとおりとなり、東京都が537,502人（対前年末比36,628人（7.3%）増）で全国の21.0%を占めており、東京都の特別区である板橋区では、2017年4月1日現在の外国人人口は22,788人、人口構成比の約4.07%⁵という状況となっている。

日本で暮らす外国人の状況については、第197回国会にて成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」により、定住する外国人の数だけでなく、国籍や在留資格などが変化していくことが予想でき、今後もその動向に注視する必要が

あると言える。

このような社会的背景の中、板橋区では、日本人、外国人という視点にとらわれず、同じ地域に暮らす一員として、それぞれの文化の違いを理解し、お互いに心地よく暮らしていく地域社会の実現めざすべく、「板橋区多文化共生まちづくり推進計画 2020」を策定している。

3 ブックレットの構成と各章の概要

本ブックレットは3部構成となっている。第1部は定住外国人をめぐる行政サービスの現状、第2部は多文化共生の先行事例、第3部は板橋区の多文化共生政策に関する提言をまとめている。なお、各章で論じている主な内容は以下のとおりである。

第1章では、日本に定住する外国人に対する国の政策を、日本における外国人の受け入れ体制、在住外国人への行政サービスの提供、新しい政策の試み、今後の課題という4つの視点から分析した。

第2章では、板橋区における外国人住民の推移や傾向、多文化共生に関する計画、多文化共生を所管する部署へのヒアリング、板橋区内で外国人住民を支援する団体へのヒアリング等により、板橋区の多文化共生の現状を分析した。

第3・4章では、近年の他自治体における多文化共生の取り組み事例として、静岡県浜松市や、群馬県大泉町の事例を取り上げる。この二つの自治体は、1990年の「改正出入国管理及び難民認定法」の施行により来日したブラジル出身者が増加したという経緯から、外国人住民に対する取り組みの歴史が長く、施策やまちづくりの参考として研究員が実際に訪問し調査した。

第5章では、日本に定住する外国人の実情として、当研究会（地域デザインフォーラム）で実施したシンポジウム（2018年9月19日、大東文化大学にて開催）にて講演を依頼した、都内に在住のインド人のプラニク・ヨゲンドラ氏と、群馬県大泉町でNPO法人を運営する、高野祥子氏の講演内容を要約した。

第6章では、今後の板橋区の多文化共生施策に必要な視点として、板橋区の多文化共生施策に影響を及ぼす社会環境の変化、多文化共生による「まちづくり」を実現していくうえで必要な具体的取り組みの方向性についてまとめた。

第7章では、「入管法改正と地域社会ー板橋区への示唆」として、改正入管法（「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」）成立に伴う今後の外国人労働者に関する考察と、板橋区の多文化共生政策に関する川野教授の見解をまとめている。

本報告書の最後は川村名誉教授によるエピローグで締めくくることにしたい。川村氏はこれまで新宿区の多文化共生に関する様々な事業に貢献してきた。また日本における定住外国人の誕生から生活の過ごし方に至るまでのライフサイクルという視点から研究を進められてきた。本報告書でも板橋区における定住外国人の存在を「異文化」として位置づけるのではなく、身近な存在であることを強調しており、板橋区民にとっても国際交流や異文化理解が重要であることを論じている。

注

¹ 目的については、板橋区発行「板橋区多文化まちづくり推進計画 2020」2 頁の「1 計画策定の背景と目的」の表現を用いた。

² 日本政府観光局 2018 年 12 月 18 日報道資料による。

URL 「https://www.jnto.go.jp/jpn/news/press_releases/index.html」

³ 法務省入国管理局 2018 年 3 月 27 日報道資料「平成 29 年末現在における在留外国人数について(確定値)」による。

URL 「http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00073.html」

⁴ 総務省統計局 2018 年 12 月 20 日公表 「人口推計（平成 30 年（2018 年）7 月確定値、平成 30 年（2018 年）12 月概算値）」による。

URL 「<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/new.html>」

⁵ 板橋区発行「データ版“区” 資料編 平成 29 年度版区勢概要」による。